

# 財団法人新潟県体育協会個人情報保護方針

財団法人新潟県体育協会（以下「本会」という。）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法に基づく以下の方針により個人情報の保護に努めます。

## 1 個人情報の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

## 2 個人情報の利用について

本会は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で利用します。

## 3 個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

## 4 個人情報の管理について

本会は、個人情報を適正かつ安全に管理します。

本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため、適正な情報安全対策を講じます。

## 5 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止及び消去について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・利用停止及び消去等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求があるときは速やかに対応します。

## 6 個人情報保護方針等の実施及び改善について

本会は、この方針を実行するため個人情報保護に関する計画、実施及び見直し等を最善の注意を払い、これらを本会従業者その他関係者に周知徹底のうえ実施するとともに継続的に改善します。

平成 17 年 4 月 1 日制定

財団法人新潟県体育協会  
会 長 泉 田 裕 彦

# 公益財団法人新潟県スポーツ協会個人情報保護規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）が保有する個人情報について、その安全管理及び保護について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがあるものをいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 従業者

この法人の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（役員、職員、非常勤職員、人材会社派遣職員、パート及びアルバイト職員等を含む。）をいう。

(4) 個人情報保護管理者

個人情報の安全管理に関する業務を統括管理する者をいう。

(5) 個人情報管理責任者

個人情報の安全管理に関する業務を適正に実施させる者をいう。

(6) 利用

この法人内において個人情報を処理することをいう。

(7) 提供

この法人以外の者に、本会の保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取扱う業務を本会の従業者以外に委託して行う場合にあつても、この規程の目的に従い個人情報の適正な保護を図るものとする。

(保護方針)

第4条 この法人は、本会における個人情報の保護に関する基本的な考え方について、個人情報保護方針を定め、公表するものとする。

(個人情報保護管理者及び個人情報管理責任者)

第5条 この法人に、個人情報の安全管理に関する業務を統括管理させるため個人情報保護管理者を置き、事務局長をもってあてる。

2 この法人に、個人情報の安全管理に関する業務を適正に実施させるため個人情報管理責任者を置き、事務局次長（新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターにあつてはセンター長）をもってあてる。

3 個人情報保護管理者は、従業者に対し安全対策の実施及び教育訓練等を通じて個人情報の安全管理について周知徹底を図るとともに、個人情報保護意識の向上に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の取得及び移送並びに送信

(取得の原則及び制限)

第6条 個人情報の取得は、この法人の業務の遂行上必要な範囲で利用目的を定めるとともに、その目的達成に必要な限度において、適法かつ公正な方法により行うものとする。

- 2 次の各号に掲げる特定の個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供することができない。  
ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りでない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 人種、民族、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴に関する事項
  - (3) その他社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (取得の手続き)

第7条 業務の遂行にあたり、新たに個人情報を取得することが必要な場合は、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出たうえで承認を得なければならない。

(本人から直接情報を取得する場合の措置)

第8条 本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対して次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的及び当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取扱いを委託することの有無
- (4) 個人情報の提供は本人の任意であること及び当該情報を提供しなかった場合に本人に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報に誤りがある場合、当該箇所の訂正又は削除を要求する権利の所在並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接的に情報を取得する場合の措置)

第9条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し同意を得るものとする。

ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 前条第2号に従って本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が害されるおそれのない場合

(情報の移送・送信の原則)

第10条 個人情報の移送・送信は、個人情報保護責任者の下、具体的な権限を与えられた者が外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な場合に限り行うことができるものとする。

### 第3章 個人情報の利用及び第三者への提供

(利用の原則)

第11条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内において個人情報保護管理者の下で具体的な権限を与えられた者が業務上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(目的外使用)

第12条 個人情報を利用目的の範囲を超えて利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得たうえで第8条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に同意を得るものとする。

(第三者への提供)

第13条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができない。ただし、本会業務の遂行上必要がある場合は、個人情報管理者の承認を得たうえで第8条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に同意を得なければならない。

## 第4章 外部委託の手続き

(取扱いの委託)

第14条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、事前に委託先、個人情報の内容、利用目的等を記載した書面により個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の承認を与えるに際して次の各号に定める事項その他委託先の個人情報の管理体制について調査を行い、所定の水準に達していると認められなければ個人情報の取扱いの委託を承認することができない。

(1) 本会が保有する個人情報を保護するための方針、計画等を実現するための組織及び体制の有無

(2) プライバシーマークの取得その他これに準ずる認証の有無

(秘密保持契約)

第15条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、本会及び委託先とにおいて事前に秘密保持契約又はこれに準ずる契約を締結しなければならない。

2 秘密保持契約又はこれに準ずる契約に記載する内容は、次のとおりとする。

(1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間に関する事項

(2) 委託する個人情報についての秘密保持義務の遵守に関する事項

(3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項

(4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項

(5) 委託する個人情報の取扱いの再委託に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項

(7) 委託先における個人情報についての教育・研修に関する事項

(8) 本会からの監査の受入及び報告に関する事項

(9) 委託する個人情報の漏洩その他事故が発生した場合における措置及び責任分担に関する事項

(委託先に対する監督)

第16条 個人情報保護管理者は、委託先において契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 個人情報の管理

(管理の原則)

第17条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理対策)

第18条 個人情報管理責任者は情報管理保護者の下、個人情報に関する危険（個人情報への不正接続、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等）に対し、必要かつ適切な安全対策を講じるものとする。

2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は個人情報管理責任者又は当該個人情報の利用を許されたものが保管するものとする。

3 個人情報の保存されている端末は、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。

4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。

## 第6章 個人情報の開示・訂正等

(自己情報に関する権利)

第19条 この法人は、本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり訂正、追加又は削除を求められた場合は、これに応ずるとともに、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第 20 条 本人から自己の情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

(消去及び廃棄の手続き)

第 21 条 個人情報の外部流出等の危険を防止するため、当該個人情報の利用目的が終了した後は、合理的な期間内に個人情報管理者が記憶媒体を物理的に破壊するなどにより当該情報を消去又は廃棄しなければならない。

(報告義務)

第 22 条 従業者は、個人情報保護に関し違反する事実又は違反するおそれがあることを発見したときは、個人情報保護管理者へ報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項の報告の内容を調査し違反の事実が判明したときは関係部署に適切な措置を行うよう指示するものとする。

(苦情及び相談)

第 23 条 個人情報保護管理者は相談窓口を設置し、個人情報保護に関しての本人からの苦情及び相談を受け付けるものとする。

## 第 7 章 その他

(規程の改正)

第 24 条 この規程の改正及び変更は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正